

第2章 犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等の概要

I アメリカ

犯罪被害者等を対象とした補償制度等

●犯罪被害者補償制度(crime victim compensation program)

(所管：連邦司法省 州の運営部局は州によって異なる)

1. 根拠法令

犯罪被害者法 (Victims of Crime Act: VOCA)

合衆国法典 42 条 112 章 (United States Codes Title 42 Chapter 112)

2. 理念・趣旨等

犯罪被害者補償制度(crime victim compensation program)は、他の並列的な手段によっては被害者の損失が補填されない場合の最後の拠り所たる支払手段(payer of last resort)とされている¹。1965年にカリフォルニア州で初めて制度が設けられ、現在、全ての州、コロンビア特別区、その他の領土(プエルトリコ、ヴァージン諸島)にこの制度がある。運営部局は州によって異なる。

3. 財源

(1) 犯罪被害者基金の概要

各州は、犯罪被害者基金(Crime Victims Fund)からの補助金と、州独自の財源を組み合わせ、犯罪被害者補償制度を運用している。犯罪被害者基金は、1984年犯罪被害者法に基づいて創設され、連邦司法省犯罪被害者支援室(Office for Victims of Crime, 以下 OVC)が管理を行っている。

犯罪被害者基金は、連邦法違反事件の罰金(Criminal fines)、没収された保釈保証金(Forfeited appearance bonds)、特別没収された付随的犯罪収益(Special forfeitures of collateral profits from crime)、特別賦課金(Special assessments)、寄付などを財源として成り立っている²。

¹ 現地調査(司法省犯罪被害者支援室)などによる

² 司法省犯罪被害者支援室ホームページ FACT SHEET より

<http://www.ovc.gov/publications/factshts/cvf2010/intro.html>

(2) 犯罪被害者基金の割当

犯罪被害者基金については議会により年間利用可能額が設定される。まず、児童司法法に基づき、児童虐待事件の捜査及び訴追の改善のために割り当てられる（上限2,000ドル）。その後、連邦検察の被害者支援員、FBIの被害者支援専門員、連邦被害者通知制度に割り当てられ、その残額の5%がOVCによる裁量的な補助金に割り当てられる。さらにその残額について、47.5%を上限として州の犯罪被害者補償制度の対する補助金に、同じく47.5%を上限として州の被害者支援プログラムに対する補助金に割り当てられる。さらに、反テロリズム緊急準備金に5000万ドルを充てることができる。

犯罪被害者補償制度への割当については、基金からは、各州が被害者補償に支払った年間支払額に対し、一定の割合で補助金が交付されており、現在は60%の割合となっている。年間支払額の基準は、補助金の交付を行う年の2年前の会計年度における各州の年間支払額を元に算出する。

連邦からの補助金は、5%以下が運営と訓練に支出することができ、残りは被害者補償に充てることとされている³。

(3) 州政府の財源

州の犯罪被害者補償制度は、犯罪者が支払う金銭として表1のような財源を用いている。約40の州（ワシントンD.C.およびプエルトリコを含む）は犯罪者が支払う金銭を唯一のまたは主要な財源としている。

³ 司法省犯罪被害者支援室ホームページ FACT SHEET より

<http://www.ovc.gov/publications/factshts/cvf2010/intro.html>

表 1 犯罪被害者補償制度の財源として州が用いる犯罪者が支払う金銭⁴

アラバマ	交通違反切符 1 枚につき\$2、軽犯罪 1 件につき\$10、重犯罪 1 件につき\$15 とする。それに加えて、支払義務のある裁量手数料として軽犯罪 1 件につき\$25-1,000 を、重犯罪 1 件につき\$50-10,000 を徴収する。
アラスカ	アラスカの全州民が永久基金運用益として毎年受領する小切手の受領権を重罪犯から没収した結果生じる資金プールを財源として、補償基金へ立法上の予算が配分される。
アリゾナ	罰金刑の罰則を資金源とする資金プールに払い込まれる金銭の 4.6%。
アーカンソー	支払義務のある裁判費用の賦課額の一定割合。
カリフォルニア	罰金刑の罰則。それに加えて、重犯罪については\$200-10,000、軽犯罪については\$100-1,000 の範囲の罰金、ならびに交通犯罪、交通違反および民事上の違反に対する罰金からの収入。
コロラド	交通犯罪 1 件につき\$25-35、軽犯罪 1 件につき\$60、重犯罪 1 件につき\$125 発生する資金のうち 10%。
コネチカット	重犯罪 1 件につき\$20、軽犯罪 1 件につき\$15、重大な交通犯罪 1 件につき\$15。アルコール影響下で車を運転または乗車していた場合、被収容者の作業報奨金の 3%。
デラウェア	すべての罰金（交通犯罪を含む）に対する 18% の上乗せ分。法医学的レイプ検査の支払のための基金として軽微な性犯罪については\$50、重大な性犯罪については\$100 の罰金。
ワシントン D.C.	軽犯罪 1 件につき\$50-250。飲酒運転、無謀運転および事故現場から逃走する行為に対する\$100 を含む。重犯罪 1 件につき\$100-5,000。
フロリダ	重犯罪、軽犯罪、交通犯罪および少年審判 1 件につき\$50 、それに加えて、罰金刑に対する 5% の追加徴収。
ジョージア	アルコール影響下で車を運転（DUI）の有罪判決 1 件につき\$25、1 月あたりの仮釈放手数料\$30、1 月あたりの保護観察手数料\$9。
ハワイ	軽微な軽犯罪 1 件につき\$25、軽犯罪 1 件につき\$50、重犯罪 1 件につき\$100-500、被収容者の作業報奨金の 10%。
アイダホ	軽犯罪 1 件につき\$25 、重犯罪 1 件につき\$50 、性犯罪の有罪判決 1 件につき\$200、刑務所内の作業報奨金の 5%。
インディアナ	裁判費用の一部、労働釈放による賃金の 10%。
アイオワ	DUI 事件における免許の回復のための民事罰として\$100、それに加えて、すべての罰金に対する 30%の追加徴収に対する州の 95%の取分のうち 18%。

⁴ 全米犯罪被害者補償委員会協会からの提供資料による

第2章 犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等の概要

I アメリカ

カンザス	地方裁判所で言い渡されたすべての罰金、罰則および科料のうち 7.99%、刑務所被収容者の作業報奨金の 5%、被収容者の月々の管理金の 41%、被収容者の月々の監督料\$2-5。
ケンタッキー	重犯罪および軽犯罪の有罪判決 1 件につき、裁判費用の 3.4%。
ルイジアナ	重犯罪 1 件につき最低\$50、軽犯罪 1 件につき最低\$7.50。
メイン	殺人および重大犯罪（A 級－C 級）1 件につき\$25、その他の犯罪（D 級－E 級）1 件につき\$10。
メリーランド	巡回裁判所の事件 1 件につき\$22.50、地方裁判所の事件 1 件につき\$12.50、交通違反の召喚状 1 件につき\$3。
ミシガン	重犯罪 1 件につき\$60、軽犯罪 1 件につき\$50、少年犯罪 1 件につき\$20 を財源とする特別基金のうち法律で定められた部分。
ミネソタ	被収容者の作業報奨金からの控除額（主な財源は予算である）。
ミシシッピ	軽犯罪、重犯罪、飲酒運転罪 1 件につき\$10。重犯罪については追加の賦課金が課される場合もある。仮釈放または保護釈放を受けた犯罪者からの月々の手数料\$3。
ミズーリ	A 級および B 級の重犯罪 1 件につき\$68、C 級および D 級については 1 件につき\$46、軽犯罪 1 件につき\$10。また、すべての犯罪（郡条例および地方条例に対する反則または違反を含む）に課される罰金の中から\$7.50 を得る。
ネブラスカ	刑務所内の作業報奨金の 5%（主な財源は予算である）。
ネバダ	DUI の免許回復 1 件につき\$20、保釈保証に課される管理料\$20 プラス没収された保釈金の全額、\$11 を超える裁判所の賦課金、刑務所内の作業報奨金のうち最低賃金を上回る分の 5%。
ニューハンプシャー	すべての犯罪（自動車による交通違反を含む）の罰金に対する 20%の上乗せ分の 3.75%。
ニュージャージー	軽犯罪および少年犯罪 1 件につき\$50、自動車窃盗および警官からの逃走 1 件につき最低 \$100、重犯罪（傷害または死亡を伴う場合）1 件につき\$100-10,000、酒酔い運転（DWI）の有罪判決 1 件につき\$50、裁判前の事件処理で解決した事件 1 件につき\$50、すべての刑務所内売店の購入額に対する 10%の追加徴収。
ニューメキシコ	被収容者の作業報奨金の 15%（主な財源は予算である）。
ニューヨーク	支払義務のある手数料を財源の一部とする特別歳入基金からの年間予算。
ノースカロライナ	刑務所の事業収益の 5% および刑務所内の売店の購入額の 5%（主な財源は予算である）。
オハイオ	重犯罪 1 件につき\$30、軽犯罪 1 件につき \$9、飲酒運転事件の免許回復のための \$75。
オクラホマ	暴力的な重犯罪 1 件につき\$50-10,000、非暴力的な重犯罪 1 件につき

第2章 犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等の概要

I アメリカ

	\$45-1,000、軽犯罪1件につき\$30-300、少年犯罪1件につき\$30-2,000、受領請求がなされなかった損害賠償命令。
オレゴン	以下の犯罪者評価の4.25%。重犯罪1件につき\$105、軽犯罪1件につき\$65、飲酒運転1件につき\$95、罰金刑のみが課される犯罪1件につき\$35、民事訴訟で言い渡される懲罰的損害賠償の60%。
ペンシルバニア	重犯罪および軽犯罪1件につき\$35、少年犯罪1件につき\$25。
プエルトリコ	軽犯罪1件につき\$40-100、重犯罪1件につき\$300。
ロードアイランド	主要な重犯罪1件につき\$150、それより軽微な重犯罪1件につき\$90、軽犯罪1件につき\$30。
サウスカロライナ	様々な犯罪に対して課される罰金、手数料および賦課金のうち変動割合。
サウスダコタ	すべての犯罪（交通犯罪を含む）の有罪判決1件につき\$2.50。
テネシー	暴力的な犯罪（飲酒運転を含む）1件につき\$50、財産に対する罪1件につき\$26.50、子供に対する罪についてはさらに\$500の賦課金、仮釈放者の賃金の5%、違法な密輸品の売上額、保釈保証の没収および陪審員の還付金寄付のうち一定割合。
テキサス	重犯罪1件につき\$45、A級またはB級の軽犯罪1件につき\$35、C級の軽犯罪（歩行者による交通違反を除く）1件につき\$15。
ユタ	すべての罰金、罰則、科料および追加徴収（DUI事件を含む）の35%。
バーモント	すべての犯罪の有罪判決に対する\$20.50の追加徴収のうち\$13.50。
ヴァージニア	重犯罪1件につき\$30、軽犯罪1件につき\$20、飲酒運転の有罪判決1件につき\$20。
ウエストバージニア	重犯罪1件につき\$50、軽犯罪1件につき\$10、地方条例の違反（駐車違反の罰金を除く）1件につき\$8、その他の犯罪1件につき\$10、飲酒運転事件で課された罰金の20%。
ワイオミング	重犯罪または重い軽犯罪1件につき\$100、その他の軽犯罪1件につき\$50。

4. 支給対象

支給対象、条件等は各州の独自の規定が適用されるが、基本的な支給対象は、州内において発生した暴力犯罪の被害者及び殺人事件の遺族であり、家庭内暴力の被害者及び飲酒運転の被害者も含まれる⁵。州を跨ぐ場合（他州に居住する被害が自州で犯罪被害に遭った場合等）は、発生地が支払うこととされている。およそ半数の州が独自の補償法により、海外で犯罪の犠牲となった住民に対しても補償を行っている。手続および支給要件は州内で発生した犯罪の場合と同様である。国際テロ事件の被害については、「14. その他」参照。

5. 支給内容・支給形式

（1）支給内容⁶

以下は各州で共通しているものである。

- ・医療費
- ・精神保健上のカウンセリング、治療
- ・損失賃金
- ・葬儀費用

州によっては、次のような費用も補償している。

- ・財産の被害、損失
- ・遺体の輸送費用、旅費
- ・障害により必要となった家屋の改築費用
- ・証拠として提出された衣料や寝具の交換費
- ・窓や鍵の交換、修理費
- ・犯罪現場の清掃費用
- ・犯罪被害者支援の申請にかかわる弁護士費用
- ・法医学的レイプ検査に関する支払
- ・被害者が刑事司法に参加したり、医療やリハビリテーションサービスを確実に受けられるようにするための扶養者ケア
- ・財務カウンセリング費用
- ・精神的苦痛に対する補償
- ・殺人被害者の子供への扶養の喪失に対する給付

⁵ 司法省犯罪被害者支援室ガイドライン

www.ojp.usdoj.gov/ovc/voca/pdf/voca_guidelines2001.pdf

⁶ 同上

(2) 各州における支給上限等

支給費目ごとの上限や支給総額の上限は州によって異なっている。また、多くの州では7日以内又は72時間以内の通報が要件となっているが、例外規定もある。通報要件や支給上限などについては表2を参照。

表2 各州の通報要件、申請期限、支給上限額⁷

	通報要件	申請期限	支給上限額（単位はドル）
アラバマ	72 時間	1 年	15,000
アラスカ	5 日	2 年	40,000（犠牲者が複数の殺人の場合は 80,000）
アリゾナ	72 時間	2 年	20,000
アーカンソー	72 時間	1 年	10,000（重度傷害の場合 25,000）
カルフォルニア	適宜	1 年	63,000
コロラド	72 時間	1 年	20,000（地区によって低い上限を定めている場合がある）
コネチカット	5 日	2 年	15,000（殺人事件の場合 25,000）
デラウェア	72 時間	1 年	25,000（損傷が恒久的な場合、50,000）
ワシントン D.C.	7 日	1 年	25,000
フロリダ	72 時間	1 年	25,000（重度傷害の場合 50,000）
ジョージア	72 時間	1 年	25,000
ハワイ	72 時間	18 か月	10,000（医療費の請求があった場合のみ 20,000）
アイダホ	72 時間	1 年	25,000
イリノイ	72 時間	2 年	27,000
インディアナ	48 時間	180 日	15,000
アイオワ	72 時間	2 年	総合的な上限はない。上限は各費用の最大。
カンザス	72 時間	2 年	25,000
ケンタッキー	48 時間	5 年	25,000
ルイジアナ	72 時間	1 年	10,000（損傷が恒久的な場合、25,000）

⁷ 全米犯罪被害者補償委員会協会からの提供資料による

第2章 犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等の概要

I アメリカ

メイン	5 日	3 年	15,000
メリーランド	48 時間	180 日	45,000
マサチューセッツ	5 日	3 年	25,000
ミシガン	48 時間	1 年	25,000
ミネソタ	30 日	3 年	50,000
ミシシッピ	72 時間	2 年	20,000
ミズーリ	48 時間	2 年	25,000
モンタナ	72 時間	1 年	25,000
ネブラスカ	72 時間	2 年	10,000
ネバダ	5 日	1 年	35,000
ニューハンプシャー	5 日	1 年	25,000
ニュージャージー	90 日	2 年	25,000 (重度傷害の場合 60,000)
ニューメキシコ	30 日 (家庭内暴力、強姦の場合は 180 日)	2 年	20,000 (重度傷害の場合 50,000)
ニューヨーク	7 日	1 年	医療費の上限はないが、他の費用には制限がある
ノースカルフォルニア	72 時間	2 年	30,000 (葬式費用として追加で 5,000)
ノースダコタ	72 時間	1 年	25,000
オハイオ	規定なし	規定なし	50,000
オクラホマ	72 時間	1 年	20,000
オレゴン	72 時間	6 か月	47,000
ペンシルヴァニア	72 時間	2 年	46,500 (35,000 に加え、カウンセリングに対して 10,000、その他の費用で 1,500)
プエルトリコ	72 時間	6 か月	1 人につき 6,000、1 家族につき 15,000。(重度の場合は 40,000)
ロードアイランド	10 日	3 年	25,000
サウスカロライナ	48 時間	180 日	15,000 (重度傷害の場合 25,000)
サウスダコタ	5 日	1 年	15,000
テネシー	48 時間	1 年	30,000
テキサス	適宜	3 年	50,000 (損傷が恒久的な場合 125,000)
ユタ	規定なし	規定なし	25,000 (医療費の基準額を超過する

			場合は追加で 25,000)
ヴァーモント	規定なし	規定なし	10,000
バージン諸島	24 時間	2 年	25,000
バージニア	5 日	1 年	25,000
ワシントン	1 年	2 年	50,000
ウェストバージニア	72 時間	2 年	35,000 (殺人の場合は 50,000、重大事件の場合は 100,000)
ウィスコンシン	5 日	1 年	40,000 (葬式費用として追加で 2,000)
ワイオミング	適宜	1 年	15,000 (重度傷害の場合は 25,000)

ニューヨーク州における支給内容は次のとおり⁸。

- ・ 他の保険や給付サービスでカバーされない医療や関連するサービスの費用（上限なし）
- ・ 逸失賃金・扶養損失を週最大 600 ドルまで、合計で最大 30,000 ドルまで
- ・ 葬儀・埋葬費用（上限 6,000 ドル）
- ・ 職業復帰リハビリテーション費用
- ・ 被害者や家族へのカウンセリング（上限なし）
- ・ 犯罪被害によって紛失・破損した生活必需品たる財産の修理交換・補償費用（上限 500 ドル）
- ・ 裁判所への出廷や治療などに関わる交通費
- ・ DVシェルターに入居するための費用の補償
- ・ 犯罪現場の清掃費用・犯罪現場の安全確保のための費用（上限 2,500 ドル）
- ・ 弁護士費用（上限 1,000 ドル）

ワシントン D.C. における支給内容は次のとおり（全体の支給上限額 25,000 ドル）⁹。

⁸ ニューヨーク州犯罪被害者局ホームページ

<http://www.ovs.ny.gov/Services/VictimCompensation.aspx>

- ・ 医療費
- ・ カウンセリング（子ども上限 6,000 ドル、大人上限 3,000 ドル）被害者の家族にも適用。
- ・ リハビリ・職業セラピーの費用
- ・ 葬儀・埋葬費用（上限 6,000 \$）
- ・ 逸失賃金（収入の 80%を 1 年まで又は 10,000 ドルを上限。）
- ・ 扶養の喪失分 被扶養者 1 人あたり上限 2,500 ドル、1 件の事件について総額上限 7,500 ドル）
- ・ 犯罪現場の清掃（上限 2,000 ドル）
- ・ シェルター費用（上限 3,000 ドル又は 30 日分まで。その間の食費は週 100 ドルまでで、上限 400 ドル。）
- ・ 安全のための窓、ドア、鍵などの交換（上限 1,000 ドル）
- ・ 証拠として提出された衣服の交換費用（上限 100 ドル）
- ・ 車が証拠とされた場合の車のレンタル費用（上限 2,000 ドル）
- ・ 被害者補償に対する異議申立の際の弁護士費用（上限 500 ドル又は補償の 10%の少ない方）

6. 不支給事由・減額事由

各州において要件は少しずつ異なっているが、一般的に以下の要件が求められている。

- ・ 犯罪について、速やかに法執行機関に届け出ること（上記表 2 参照）。
- ・ 犯罪の捜査及び訴追に協力すること（合理的な範囲で）。
- ・ 被害者の傷害又は死亡につながる犯罪行為・違法行為を行っていないこと。
- ・ 加害者が不当な経済的利益を得ないこと。
- ・ 犯罪の発生する州において申請書を適時に提出し、要求された情報を提供すること（多くの州では、犯罪の日から 1 年以内）。

7. 申請・裁定・給付手続

ニューヨーク州においては、以下のとおり。

（1）申請方法

申請能力がある限り、受給資格者本人によって提出されるように定められている。申請は本人が直接、もしくは郵送または電子的にニューヨーク州被害者支援局に提出することができる。必要書類は以下のとおり。

⁹ ワシントン D.C. 裁判所ホームページ

http://www.dccourts.gov/internet/documents/CVCP_Brochure.pdf

- ・ 警察からのレポート
- ・ 医療に関わる請求書
- ・ 保険会社からの支払い対象外の金額の通知
- ・ 保険証のコピー
- ・ 基本的な個人財産に関わるレシート
- ・ 死亡診断書、ならびに葬儀に関わる契約書
- ・ 被害者の出生証明書

(2) 裁定

裁定はニューヨーク州被害者支援局が行う。申請後 30 日以内に裁定がなされ、必要に応じて聴聞の機会が設けられる。裁定結果は書面により申請者に通知される。裁定後、監査役は裁定結果が妥当かどうかの判断を 15 日以内に行う¹⁰。

(3) 給付手続き¹¹

給付金は、周期的に支払われる収入補償を除いて一括で支払われる。受給者が 18 歳未満の場合は、法定後見人に支払われ、法定後見人は定期的な会計報告の義務を負う。

¹⁰ 執行部法 22 項 627

¹¹ 執行部法 22 項 632

8. 支給状況

被害者補償制度について、2010 会計年度の罪種別の支給件数及び支給総額、支給費目別の支給額はそれぞれ表 3、表 4 のとおりである¹²。

表 3 2010 会計年度 罪種別の支給件数及び支給総額

罪種	支給件数	支給総額
暴行・傷害	86,247	\$285,601,934
殺人	16,085	\$70,077,324
性的暴行	14,353	\$16,859,770
児童虐待（性的及び身体的）	28,550	\$28,984,335
飲酒運転	3,114	\$16,469,660
その他の交通犯罪	4,239	\$20,555,201
ストーキング	809	\$1,111,013
強盗	10,884	\$22,913,083
テロリズム	107	\$557,283
誘拐	801	\$1,252,806
放火	208	\$463,548
その他	2,673	\$3,905,100
合計	168,070	\$468,751,057

表 4 2010 会計年度 支給費目別の支給額

支給費目	総額
医療費（歯科を含む）	\$265,844,511
精神保健費	\$50,242,907
経済的支援	\$69,059,342
葬儀埋葬費	\$49,563,192
犯罪現場清掃費	\$421,039
法医学的レイプ検査費	\$35,206,019
その他	\$29,511,612
合計	\$499,888,622

また、ニューヨーク州では、2010 会計年度中に約 3,169 万ドルを支給している。

¹² 司法省犯罪被害者支援室ホームページ http://www.ojp.usdoj.gov/ovc/grants/vocanpr_vc10.html の統計をもとに作成。

9. 併給調整

犯罪被害者補償制度は、他の手段によって被害者が救済されない場合の最後の支払手段であり、その他の並列的な支払いはすべて考慮され、調整される。民間保険、社会保障、労災補償、メディケア、メディケイドなどが考慮される¹³。

10. 求償権

犯罪者が賠償を支払う能力を持ち、被害者が、被害者補償制度によって支払われた金額よりも多い経費の全額につき賠償を受けられる場合、被害者補償制度は、犯罪者が被害者補償制度の支払った金額を州に支払うことを求める¹⁴。刑事においては、被害者補償制度から被害者に対して支払われた補償額の範囲で、被害者支援局に対する損害賠償命令が加害者に命じられる¹⁵。

11. 遡及適用

通常、制度が申請の受付を開始した時点をもってその制度の発効日としている。米国の補償制度の大半は少なくとも40年の歴史を持ち、最も新しい制度でも運営開始から30年が経過しているので、遡及適用の有無はもはや被害者にとって問題ではなくなっている¹⁶。

12. 損害賠償との関係等

被害者には、加害者から損害賠償を得たら補償金を返還する旨を補償制度の申請の際に同意することが求められている。加害者が被害者補償制度からの補償を受けた被害者に、損害賠償を支払った場合、被害者に支払われた被害者補償制度からの補償金は、返金されなければならない¹⁷。

13. 不服申立手続

ニューヨーク州では執行部法22項627により、裁定結果を受領後30日以内に再審査を請求することができる。再審査が請求された際にはディレクターにより改めて審査され、再審査棄却もしくは裁定を改めるかの決定がなされる。

¹³ 現地調査（ニューヨーク州被害者支援局）による

¹⁴ 現地調査（司法省犯罪被害者支援室）による

¹⁵ 現地調査（ニューヨーク州被害者支援局）による

¹⁶ 現地調査（全米犯罪被害者補償委員会協会）による

¹⁷ 現地調査（司法省犯罪被害者支援室）による

また、執行部法 22 項 629 において民法（ニューヨーク州民法 78 条）に基づいて裁判所に支払い決定の不服を上訴する権利があることが明記されている。

14. その他

国際テロ事件に関しては米国市民または米国政府職員に対して国際テロリズム被害者費用償還プログラム(International Terrorism Victim Expense Reimbursement Program。以下 ITVERP)が用意されている。補償内容は以下のとおりである¹⁸。

- ・ 医療費（5 万ドルまで）
- ・ 精神保健費（5 千ドルまで）
- ・ 物的損害補償費（1 万ドルまで）
- ・ 葬儀・埋葬費（2 万 5 千ドルまで）
- ・ その他雑費（1 万 5 千ドルまで）

また、各州が提供している犯罪被害者補償制度同様に、ITVERP においても、併給調整が実施されており、被害者への補償額はその他の保険収入の分だけ減額されることになっている。具体的な例としては、ITVERP による補償と重複する健康保険、損害保険、葬儀・埋葬保険からの給付は利用しうる他の財源（collateral source）と見なされ、その分 ITVERP による補償から相当分が減額されることになっている。また OVC は反テロリズム緊急支援プログラム（Antiterrorism and Emergency Assistance Program）も運営しており、テロ事件や集団暴力の被害者への補償などについて各州への支援を行なっている。

¹⁸ ITVERP Fact Sheet: http://www.ovc.gov/intdir/itverp/pdf/ITVERP_FactSheet.pdf

犯罪被害者等が利用し得る制度（モデルケースを前提として）

1. 制度概要

アメリカには、北欧・イギリスのような均一拠出・均一給付の社会保障制度はなく、またフランスやドイツのような階層別の社会保障制度もない。政府は、原則として個人の生活に干渉しないという姿勢であり、連邦制で州の権限が強いことが特徴として挙げられる¹⁹。1935年に制定された社会保障法（Social Security Act）を根拠法令とし、社会保障局（Social Security Administration）を所管省庁としている。その構成は、老齢・遺族・障害年金保険制度のほか、公的医療保障制度として高齢者や障害者等の医療を保障するメディケア

（Medicare）やメディケイド（Medicaid）、公的扶助制度として補助的所得補償、貧困家庭一時扶助等がある。

2. 社会医療保障制度の概要

アメリカの社会保障制度は、限定的な公的医療保険と民間の医療保険とが混在する。実質的に民間の医療保険を中心に成り立っており、下記メディケア・メディケイドは、民間医療保険に加入できない高齢者、障害者、低所得者等に対する公的医療制度である。そこで、公的医療保険と共に、民間医療保険についても順に述べる。

（1）メディケア（Medicare）²⁰

社会保障法令 1965 年（Social Security Act of 1965）を根拠法令とし、所管はメディケア・メディケイド事業センター（Centers for Medicare and Medicaid Services。以下 CMS）である。年金（社会保障遺族年金、社会保障障害年金を含む）受給者を対象とし、連邦政府の予算と被保険者、事業主の負担金等によって運営されている。

具体的な給付対象は、65 歳以上の者、65 歳未満の障害者、末期腎臓病患者等である。給付内容としては、CMS が運営するプラン（パート A、パート B）と、民間の健康保険プラン（メディケア・アドバンテージと称され、パート C とも呼ばれる）、そして民間事業者の提供する処方箋薬剤給付（パート D）がある。CMS のプランでは、パート A では入院費用、パート B では入院以外の医療費用が負担される。（ただし薬剤費は含まない。）メディケア適用対象

¹⁹ 厚生労働省「2009～2010 年 海外情勢報告・アメリカ」

²⁰ Centers for Medicare and Medicaid Services “2012 Choosing a Medigap Policy”

<http://www.medicare.gov/Publications/Pubs/pdf/02110.pdf>

者は、CMS のプランであるパート A、パート B の他に、民間の健康保険プランであるパート C、パート D を任意で付け加えることができる。カウンセリングについては、医師の判断により保険範囲内の受診が可能である。

支給形式は、原則現物給付であり、医療提供側に直接支払われる。適用を受けたい場合は、加入申請して審査を受け、対象と認められれば、適用パートの範囲内で医療費が補填される。

就業し比較的安定した生活水準であれば、民間医療保険に加入しているケースが一般的であるが、65 歳以上、あるいは障害や疾病等を負い就労できなくなった場合は、メディケアの適応が考えられる。

(2) メディケイド(Medicaid)²¹

メディケイドは、メディケアと同様に「1965 年社会保障改正法」で創設された。メディケアとの違いは、低所得者を対象に医療給付を行う点である。運営主体は州政府であり、連邦政府の定めるガイドラインを満たした上で、各州で独自の運営ルールを作成している。財源は、連邦政府と州政府が共同で負担している。給付の形態としては、州政府が民間保険会社と契約して間接的に給付を行う場合と、州政府自らが給付を行う場合がある。

支給対象の詳細は州によって異なるが、低所得であるだけでは適用対象とならず、年齢、妊娠の有無、障害の有無、失明の有無、資産内容、米国民かどうか、違法移民でないか等が審査される。養護施設で暮らす者や自宅住まいの障害を持つ子供に対しては、特例が設けられている。また、子供の受給資格は親とは関係なく審査されるため、子供にのみ受給資格が与えられる場合がある。

支給方法は現物給付であり、医療提供側に直接支払われる。給付内容は州によって異なり、特定の医療サービスを受ける場合は、対象者が共同支払いを求められる場合がある。

就業し比較的安定した生活水準であれば、メディケアの場合と同じく、民間医療保険に加入しているケースが一般的である。しかし、何らかの理由で収入が絶たれ、民間医療保険の支払いが困難になれば、メディケイドの適応が考えられる。

²¹ Medicaid. Gov. HP <http://www.medicaid.gov/>

(3) 州立児童医療保険 (SCHIP: State Children's Health Insurance Program)

SCHIP は、米国保健社会福祉省の所管のもと、1997 年に創設された。財源は税収であり、1960 年代にメディケアが創設されて以来の大幅な公的医療保険の拡大となった。その対象は、メディケイド等の公的医療保険制度に該当しない収入を得ているが、比較的高額な民間医療保険に加入するには十分でない世帯の児童である。2009 年 2 月 4 日、オバマ大統領は児童健康保険計画再認可法 (Children's Health Insurance Program Reauthorization Act) に署名し、適用範囲をさらに 400 万人の児童と妊婦に拡大した²²。また、移民に対しても待機期間なく適用範囲とした。

(4) 民間非営利保険：ブルークロス／ブルーシールド (BC/BS)

ブルークロスは、病院費用についての保険を提供する民間非営利入院費給付健康保険であり、1929 年に創設された。民間営利保険と一括して分類されることもある。テキサス州ダラスの学校職員と Baylor University Hospital が前払い方式で締結した契約が原型となっている。ブルーシールドについては、手術等の医療技術料に関わる保険を提供する民間非営利医師治療費給付健康保険である。加入者は、一定料金の前払いによって医師の診療を保障される一方、医師は個人診療を保障されるシステムである。80 年代に入って、ブルークロスとブルーシールドの統合化が進み、Blue Plan や Blues 等と称されるようになった。

(5) 民間医療保険

アメリカの民間医療保険は、各保険会社が契約するネットワーク内の医師や病院、薬局のサービス等が利用できるというシステムである。一般的な適用範囲は、一般的診療・分娩費用・予防医療・処方箋薬・救急・入院・手術・メンタルヘルス等である。主な医療保険会社は、Cigna、Aetna、Oxford、United 等がある。毎月の保険料や自己負担料、適用内容は、プランによって異なる。

3. 公的年金保険制度の構成

アメリカの公的年金は、老齢・遺族・障害年金保険制度 (Old-Age, Survivors, and Disability Insurance 以下「OASDI」という) と一部の公務員や鉄道員が

²² News MEDICAL HP “What is SCHIP?”

<http://www.news-medical.net/health/SCHIP-What-is-SCHIP.aspx>

加入する特別な制度からなる。OASDI は、社会保障 (Social Security) と呼ばれ、アメリカの被用者や自営業者の大部分が加入する中心的な公的年金制度である。財源の大半は、社会保障税で賄われ、その税率は 12.4% である²³。社会保障税の負担は、被用者は労使折半であるが、自営業者は全額自己負担となる。2009 年において、約 1 億 5900 万人が加入し、アメリカの就業者の約 94% をカバーしている²⁴。

OASDI の受給要件には、一定額以上の所得に加えて、社会保障税を納めた場合に付与される適用四半期 (Quarter of Coverage (QC)。「クレジット」とも呼ばれる。) という概念が用いられる。各種年金を受給するには、一定数以上のクレジットを取得していることが条件となる。1 クレジットを取得するには、1,120 ドル以上 (2010 年) の所得があり、社会保障税を納めている必要がある²⁵。1 年で取得できる QC は、最高で 4 クレジットである。公的年金には、66 歳から満額支給が受けられる老齢年金、遺族年金、障害年金があるが、ここではモデルケースに関連する遺族年金と障害年金について述べる。また、上記連邦制の年金制度に加えて、州政府による公的年金制度についても後述する。

(1) 遺族年金

(ア) 死亡一時金

同一生計にあった配偶者あるいは扶養されていた子に対して、255 ドルの死亡一時金が支給される。これは、葬祭費を目的としているため、元配偶者には支給されない。

(イ) 社会保障遺族年金

OASDI に加入している者が死亡した場合、配偶者、子などの遺族に遺族年金が支給される。遺族年金の受給に必要なクレジットの数は、死亡時の年齢によって異なるが、少なくとも、40 クレジット (10 年間) を取得していれば、遺族年金が支給される。また、遺族が子であるか、あるいは子を養育する配偶者である場合は、要件が緩和されており、加入者の死亡前の 3 年間に於いて 6 クレジット (1 年半) あれば受給可能である。支給条件は加入事実のみであり、併給調整はない。

²³ 厚生労働省「2009～2010 年 海外情勢報告・アメリカ」

²⁴ 中川秀空『アメリカ年金財政の展望と課題』(社会労働調査室 レファレンス 2010.2) p34

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/070902.pdf>

²⁵ 同上 p36

- ・配偶者への給付額

原則として60歳以上の配偶者には遺族年金が支給される。配偶者がその満額支給開始年齢で受給すれば、死亡した加入者の受給額の100%が支給され、60歳から受給した場合は、71.5%が支給される。また、16歳未満の子や障害を有する子を養育している場合は、何歳からでも受給可能であるが、受給額は死亡した加入者の受給額の75%である。

- ・子への給付額

死亡した加入者に、18歳未満（中高校生の場合は19歳未満）の子、あるいは障害を有する子がある場合は、その子に遺族年金が支給される。その額は、死亡した加入者の受給額の75%である。

- ・限度額

遺族年金を受給する遺族が複数ある場合は、総額に限度額が設けられている。限度額は、加入期間の所得の平均値が反映された基本額を基に設定され、この限度額を超える場合は、比例按分して減額される。

（2） 社会保障障害年金

（ア）加入者たる本人に対する給付

OASDI に加入している者が一定の障害を負い、1年以上就労ができず所得を失った場合は、障害年金が支給される²⁶。

障害年金の受給に必要なクレジットは、障害発生時の年齢によって異なる。24歳から31歳の場合は、障害を負った時の年齢から21を引き、2で割った年数以上就労していれば支給され、31歳から42歳までの場合は、5年以上就労していれば支給される²⁷。

障害年金の給付には待機期間が設けられており、障害が始まった時点から6か月後に支給が開始される。その額は、OASDI の加入期間の所得の平均値が反映された基本額の100%となる。

障害の種類については、体の部位ごとにリスト化されており、リストの範囲外の場合はリストを基準に重度を判定する。PTSDに関しては、必ず対象になるというわけではなく、PTSDのために労働できないという条件下において支給対象となる。障害年金の支給が開始されると、障害の種類に応じて定期的に再審査が行われる。

²⁶ 社会保障局ホームページ Work credits needed for disability benefits

<http://www.ssa.gov/applyfordisability/>

²⁷ 同上

障害年金は、就労所得の喪失を保障するものであるため、月に1,000ドル以上（視覚障害者の場合は1,640ドル以上）の就労所得があれば受給できない²⁸。

その他、障害年金者の就労復帰することを促進するため、障害年金の受給と同時に9か月の試行就労期間（trial work period）が設けられている。この間は、就労所得の制限を受けずに全額の障害年金が支給される。また、同期間の終了後36か月において、就労所得が月1,000ドル（視覚障害者は1,640ドル）に満たない場合は、障害年金が支給される。

（イ）家族給付

給付者に扶養家族があり、下記条件のいずれかに該当する場合は、家族給付の対象となる。

- ・ 62歳以上の配偶者
- ・ 子を養育する62歳未満の配偶者
- ・ 婚姻期間が10年以上の再婚していない元配偶者
- ・ 18歳未満（中高生は19歳まで）の子を養育
- ・ 障害を有する子を養育

給付額は、主給付者の給付額の平均値の50%、上限は、主受給者の給付額の150%である。

4. ニューヨーク州障害保険(New York State Disability Benefits)²⁹

ニューヨーク州労働者補償法18条(New York State Code, Article 18)を法的根拠とし、所管はニューヨーク州保険基金(New York State Insurance Fund)である。

この制度は、州が雇用者に対し義務を付するものであり、1名以上の被雇用者を抱えていれば、ニューヨーク州労働者補償法の対象となる。雇用者は、保険に加入するか、ニューヨーク州労働者保障委員会に申請し、自家保険の承認を受けなければならない。保険を確保すれば、受給資格を有する全ての被雇用者に当該保障を提供する。

²⁸ 中川秀空『アメリカ年金財政の展望と課題』（社会労働調査室 レファレンス2010.2）p40

<http://www.ndl.go.jp/data/publication/refer/pdf/070902.pdf>

²⁹ ニューヨーク州保険基金ホームページ

<http://ww3.nysif.com/DisabilityBenefits/AboutDisabilityBenefits.aspx>

受給資格のある被雇用者が労務以外で傷病を負った場合、又は妊娠により8日以上稼働できなくなった場合、週単位で一時的な現金給付（週給の50%、最大170ドル）が行われる。給付期間は最大26週である。給付は現金給付のみであり、医療費の補償はない。

連邦の障害年金と州の障害保険で併給調整は行われない。連邦の障害年金は6ヵ月の待機期間がある一方、ニューヨーク州の障害保険は、上記適用条件のもと8日以上稼働できなくなった場合に最大26週間支払われる。従って、基本的に給付期間が重複することはない。